

## 「きょうとSDGsネットワーク セミナー・交流会」企画及び運営業務 仕様書

### 1 委託業務名

「きょうとSDGsネットワーク セミナー・交流会」企画及び運営業務

### 2 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで

### 3 委託料上限額

350,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 4 業務の目的

本市では、令和4年3月に、金融機関をはじめ、大学、関係機関等と連携し、オール京都でSDGsを推進するための「きょうとSDGsネットワーク」を創設し、社会課題解決、地域の持続的発展に貢献するなどSDGsの推進に資する取組を実践する事業者等をサポートし、公と民が一体となって社会経済の好循環を促している。

現在、4,700を超える事業者が本ネットワークに登録しており、SDGsを実践する事業者の活動を更に深化させ、活動の輪を広げていくためのセミナー・交流会を開催する。

### 5 業務内容

#### (1) セミナー・交流会の企画支援

事業者のサステナブルな取組事例を共有し、事業者同士のネットワークを形成する場として、年3回程度、セミナー・交流会を開催する。

開催に当たっては、ネットワークの構成企業（本市、京都銀行、京都中央信用金庫、京都信用金庫）が主体となるが、受託者においては、より効果的なものとなるよう、以下の点に留意し、テーマ設定や講師選定、企画のサポートを行うこと。

- ・ 事業者にとって新たな学び、気づきにつながるような内容とすること
- ・ 事業者の実践につながるような内容とすること
- ・ 事業者同士が率直に対話・意見交換ができるような内容とすること
- ・ 参加者同士が緩やかにつながり、ネットワークの形成に資する企画を検討すること

なお、会場の確保や使用料の支払い、講師謝礼の支払いは本市が担う。

#### (2) セミナー・交流会の周知・広報

セミナー・交流会の広報チラシ（電子データのみ）を作成すること。また、受託者のネットワークを活用して事業者に周知・広報を行うこと。

#### (3) セミナー・交流会の運営

当日の進行及びファシリテーションを担い、積極的な対話・交流が生まれるような運営を行うこと。

## 6 成果物

次に掲げる成果物を、本業務終了後30日以内に提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務終了報告書
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料
- (4) 上記(1)及び(2)に係る電子データ

## 7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守ること。

- (1) 本仕様書、企画提案書に基づき、本市と協議のうえ、業務を行うこと
- (2) 本業務を確実に履行できる体制を設けること
- (3) 本市と十分な連絡を取り、本業務を進めること。また、本市が会議等への出席を要請した場合には、即応できる体制を構築しておくこと。

## 8 その他

### (1) 協議事項

仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

### (2) 個人情報等の保護

受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

### (3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

### (4) 自主的な情報収集

受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。

### (5) 会議又は打合せ場所の確保

受託者は、本業務の遂行に当たり、本市と会議又は打合せを行う必要があるときは、市役所内で行う場合を除き、会議又は打合せの場所を確保すること